

岐阜県公報

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	三九 ^ペ
第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更	(農政課)	三九
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山課)	四〇
道路の区域変更	(道路維持課)	四〇

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	四一
指定管理者の指定	(文化振興課)	四二
指定管理者の指定	(高齢福祉課)	四二
指定管理者の指定	(障害福祉課)	四四
指定管理者の指定	(子ども家庭課)	四五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	四五
公共測量の実施	(用地課)	四五
指定管理者の指定	(砂防課)	四六
指定管理者の指定	(都市公園課)	四六
建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任	(建築指導課)	四六
開発行為の工事の完了	(同)	四七
土地改良区役員の退任	(西濃農林事務所)	四八
指定管理者の指定	(社会教育文化課)	四八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

告示

岐阜県告示第二十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第一項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので告示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
有限会社山西石油	山田 菊雄	一 関市下有知二八五九番地の	平成二八・一・一

岐阜県告示第二十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住所	免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
揖斐川上流漁業協同組合 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬九二 四番地	内共第十一号	次のとおり	平成二十七年十二月二十二日

平成二十八年一月二十二日

〔次〕は省略し、岐阜県農政課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 郡上市大和町栗巣字落合一五九八の一、字正治一六〇〇の二、一六〇〇の三、大和町内ヶ谷字下山二の一、二の一、二の四、二の五、二の七、二の八、二の三の一、二の三の二、字上会津八七の一、字榎元一〇九の一、一〇九の二、字出会一八の六、一八の七、一八の八、高鷲町鷲見字鷲ヶ岳三三六の二五〇、三三六の二五二、三三六の二五四、三三六の二六〇から三三六の二六二まで、三三六の二七二、三三六の二七四、三三六の二八九、三三六の二九〇、高鷲町ひるがの四六七の七五四、白鳥町石徹白第一四五号字水后山四の一、白鳥町石徹白第一五六号字保川二の甲、二の三、二の六、二の七、白鳥町石徹白第一五九号字初河山一の六、二の一、二の三、二の六、白鳥町石徹白第一六一号字椎高山一の三、一の一〇から一の一三まで、白鳥町石徹白第一六二号字大崩山一の一、一の二、白鳥町六ノ里字カワツ洞一〇四三の三、一〇四三の五、一〇五〇の九、字ワセドチ一〇五五の一、一〇五六の三、一〇五八の一、字アツラ二二二の四、白鳥町野添字アツラ二二七の一、白鳥町阿多岐字洞垣内三三三の二五二、明宝寒水字奥ノ宮五九二の四から五九二の八まで、明宝小川字コタクミ一六六〇の一、一六六〇の二、字家谷一六八五の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 郡上市大和町落部字板取九一四の五、白鳥町長滝字西山六〇四の一、六〇四の二三八、六〇四の二三九、六〇四の二四二、六〇四の二四三、六〇四の二四六、白鳥町向小駄良字大藤路一二五三の三七〇、一二五三の三八八、一二五三の三九三、白鳥町二日町字向山一四四五の一、明宝奥住字尾瀬洞一の一、字橋詰二九二の八、字水沢上三三三六の一、三三三七の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
岐阜線		岐阜市美江寺町二丁目四番一地先から		同市同町一丁目五番地先まで		二四・八〇		二四・八〇		七四・八		七四・八	
岐阜線		岐阜線		岐阜線		二四・八〇		二四・八〇		七四・八		七四・八	

岐阜県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
和畑良佐線		同市同町同字同		郡上市和良町土京字ミコボキ一六九四番六地先から		四・八〇		四・八〇		一七〇・〇		一七〇・〇	
和畑良佐線		和畑良佐線		和畑良佐線		四・八〇		四・八〇		一七〇・〇		一七〇・〇	

岐阜県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
多治見線		可児郡御嵩町上恵土字生沢一七〇番二地先地内		同		八二・三		八二・三		二六・三		二六・三	
多治見線		多治見線		多治見線		八二・三		八二・三		二六・三		二六・三	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年十二月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ギフ福祉ネットワーク東部

三代表者の氏名 細野 俊和
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色四丁目一五番一―号
 五 定款に記載された目的 この法人は、相互扶助の精神に基づき、不特定多数の人びとが健康で安心して暮らせる家庭・地域社会の推進に寄与すると共に、高齢者・障害者・子どもなど広く一般に対して在宅介護・家事援助、高齢者・障害者等の移送サービス活動、介護保険法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護事業等を行うことにより福祉の増進に寄与し、また山林・河川等の清掃活動等を行うことにより環境保全にも貢献することを目的とする。

指定管理者の指定

飛驒・世界生活文化センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、飛驒・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号）第十六条の規定により公示する。
 平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体
 - 飛驒コンソーシアム
 - 代表者 北村 斉
 - 構成員
 - 高山市桐生町七丁目七八番地
 - 日進木工株式会社
 - 高山市漆垣内町四〇七番地の三
 - 株式会社シラカワ
 - 高山市漆垣内町三二八〇
 - 飛驒産業株式会社
 - 飛驒市古川町袈裟丸七四一番地

株式会社イバタインテリア
 二 指定の期間
 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。
 平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体
 岐阜市下奈良二丁目二番一号
 社会福祉法人岐阜県福祉事業団
 代表者 島田 清
 二 指定の期間
 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立飛驒寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。
 平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体
 - 岐阜市下奈良二丁目二番一号
 - 社会福祉法人岐阜県福祉事業団
 - 代表者 島田 清

二 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立陽光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立三光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立サニーヒルズみずなみに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立幸報苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立ひまわりの丘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立みどり荘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立はなの木苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県福祉友愛プールに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市今沢町一八番地

岐阜市

代表者 細江 茂光

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から同年九月三十日まで

指定管理者の指定

岐阜県立千草寮に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立白鳩学園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 島田 清

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年一月七日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社

東京センチュリーリース株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン各務原（Aゾーン）

各務原市蘇原花園町二丁目二十一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時～午後九時

（変更後）二十四時間

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により恵那市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

恵那市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業期間

平成二十七年十二月十四日から
同二十八年三月二十五日まで

四 作業地域

恵那市明智町及び同上矢作町

指定管理者の指定

岐阜県さぼ遊学館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

海津市海津町高須五一五番地

海津市

代表者 松永 清彦

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

花フェスタ記念公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四

条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

花フェスタ記念公園運営管理グループ

代表者 坂井 隆

構成員

大垣市河間町三丁目五五番地

イビデングリーンテック株式会社

可児市土田四五六七番地

株式会社日本ライン花木センター

大垣市和合本町一丁目三六四番地

グリーンワークス株式会社

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名称	住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

<p>株式会社確認サー ビス</p> <p>愛知県名古屋市中 区栄四丁目三番一 六号</p> <p>岐卓県の 全域</p> <p>愛知県名古屋市中区栄四丁目 三番二六号 東京都新宿区新宿一丁目一六 番一〇号</p>	<p>二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務</p> <p>次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。</p>	<p>1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）</p> <p>2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」といふ。）第八十一条第二項第一号に定める構造計算による建築物</p> <p>3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物</p> <p>4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプロگرامによるものによって確かめられる安全性を有するもの</p> <p>5 高さが三十一メートルを超える建築物</p> <p>6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物</p> <p>7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三六二ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物</p> <p>8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物</p>	<p>(一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）</p> <p>(二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成</p>	<p>開発許可（変更許可） 番号及び年月日</p> <p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p> <p>公共施設の 種類</p> <p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>十二年建設省告示第二千九号）</p> <p>(三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）</p> <p>(四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）</p> <p>(五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）</p> <p>(六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十四号）</p> <p>(七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）</p> <p>(八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）</p> <p>9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三項第二号の構造方法を用いた建築物</p> <p>10 その他知事が必要と認める建築物</p> <p>三 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成二十八年一月二十二日</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。 平成二十八年一月二十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
---	---	--	---	---	--	-------------------------

岐阜県指令岐西建築第三 六号の三 平成二七・八・二七	安八郡安八町東結字芝原北一〇番 三、一一二四番、一一二五番、一一二 六番、一一二六番二及び安八町所管法 定外公共物(道路)	道路、水路	開発登録簿 による	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 臼井 泉
----------------------------------	--	-------	--------------	--

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所在地
西輪中土地改良区	平成二七・三・三	理事	伊藤 吉次	海津市南濃町太田	三三八番地

指定管理者の指定

岐阜県先端科学技術体験センターに係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

東京都千代田区紀尾井町三番一三三号

二

トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ
代表者 澤田 敏企
構成員
東京都台東区台東一丁目五番一号
株式会社トータルメディア開発研究所
愛知県名古屋市中区栄二丁目二番五号
中電興業株式会社
指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

平成二十八年一月二十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社